

諮問書

佐市総法第 327 号
平成30年7月25日

佐賀市個人情報保護審査会
会 長 村 上 英 明 様

佐賀市長 秀 島 敏 行



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

総務法制課が管理する公用車へ設置しているドライブレコーダーの運用基準を一部改正することについて

2 諮問理由

現在の運用基準は、平成26年1月27日付け佐市総法第601号で、ドライブレコーダー設置に伴う個人情報の本人以外からの収集及び外部提供について、諮問を行った際に審査を受けたものであり、平成26年1月31日付け答申第84号で「適当」と認められたものである。

収集した個人情報の取扱いについては、佐賀市個人情報保護条例の規定に基づき行われているが、現在の運用基準には、条例の規定以外の取扱いが可能な部分があることが判明した。

については、条例の趣旨に沿った基準とするため、ドライブレコーダー運用基準を一部改正し、実際の運用状況と一致させるものである。

3 改正時期

答申日から

4 改正後の運用基準及び新旧対照表

別紙のとおり

ドライブレコーダー運用基準

(目的)

第1条 この基準は、総務法制課が集中管理する公用車に設置するドライブレコーダー(以下「ドライブレコーダー」という。)により記録された映像情報及び音声情報(以下「記録データ」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、ドライブレコーダー及び記録データを適正に運用し、職員の安全運転意識の向上、適切な事故処理、事故防止等に資するものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ドライブレコーダー 公用車の前方向の映像情報及び車内の音声情報を記録する装置をいう。
- (2) 記録データ ドライブレコーダーを用いて記録媒体(以下「メモリーカード」という。)に記録した映像情報及び音声情報をいう。

(ドライブレコーダーの設置)

第3条 第1条の目的を達成するために、総務法制課が集中管理する公用車にドライブレコーダーを設置する。

- 2 ドライブレコーダーは、公用車のフロントガラスに前方を向けて設置する。
- 3 ドライブレコーダーの作動時間は、公用車の運用時間とする。

(管理責任者)

第4条 ドライブレコーダー及び記録データの適正な運用及び管理を図るため、管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総務法制課長とする。
- 3 管理責任者は、次条に規定する取扱者にこの基準を遵守させなければならない。

(取扱者)

第5条 取扱者は、総務法制課総務係長及び公用車業務担当者とする。

- 2 取扱者は、この基準を遵守し、ドライブレコーダー及び記録データの適正な取扱いに努めなければならない。

(記録データの取扱い)

第6条 記録データは、ドライブレコーダー本体内に装着したメモリーカードに記録する。

- 2 メモリーカードは、ドライブレコーダーの本体内に常時装着するものとし、次条及び第8条に定める場合に限り本体から取り出すことができる。

- 3 記録データを取り扱うことができるパソコン（以下「解析用パソコン」という。）は、管理責任者が指定する。
- 4 解析用パソコンの操作は、管理責任者及び取扱者のみ行うことができる。
- 5 記録データは記録時の状態で保存するものとし、加工をしてはならない。
- 6 記録データを解析用パソコンに取り込む必要がある場合は、必要な部分のみを記録時の状態のまま複写することとし、複写の目的を達した後は、速やかに複写した記録データを消去するものとする。

（記録データの視聴の制限）

第7条 記録データ（複写データを含む。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときに視聴を認めるものとする。

- (1) 市関係者（管理責任者及び取扱者、運転者、その上司、同乗者並びに本市が加入する自動車保険会社の担当者等の代理人等をいう。以下同じ。）が、公用車による交通事故の状況把握並びに当該事故の原因分析及び究明（以下「公用車事故の状況把握等」という。）を行うとき。
- (2) 市関係者と事故の相手方（相手方が加入する自動車保険会社の担当者等の代理人等を含む。）が、公用車事故の状況把握等を行うとき。

（記録データの外部提供の制限）

第8条 記録データは、佐賀市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第1項ただし書に該当するときに限り外部提供を認めるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第8条第1項第5号の規定による審査会の意見を聴いたものとして取扱う。

- (1) 公用車事故の状況把握等を行うために、本市が加入する自動車保険会社の担当者等の代理人等に記録データを提供するとき。
- (2) 本市の公用車が関与しない交通事故等における状況把握等のための記録データ提供の申し出に対し、特に必要があると管理責任者が認めるとき。

2 前項の規定により、外部提供等を行った場合は、佐賀市個人情報保護審査会に報告しなければならない。

（委任）

第9条 この基準に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び運用に関し必要な事項は管理責任者が別に定める。

附 則

この基準は、平成26年3月31日から実施する。

附 則

この基準は、平成30年 月 日から実施する。

現 行	改正後（案）
ドライブレコーダー運用基準 （目的） 第1条 この運用基準は、総務法制課が集中管理する公用車に設置するドライブレコーダー（以下、「ドライブレコーダー」という。）の設置及びこれにより記録された映像情報及び音声情報（以下、「記録データ」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、ドライブレコーダー及び記録データを適正に運用し、職員の安全運転意識の向上、適切な事故処理及び事故防止等に資するものとする。 （定義） 第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) ドライブレコーダー： 公用車の前方向の映像情報と車内の音声情報を記録する装置をいう。 (2) 記録データ： ドライブレコーダーを用いて記録媒体（以下「メモリーカード」という。）に記録した映像情報及び音声情報をいう。 (3) 管理責任者： ドライブレコーダー及び記録データを管理する者をいう。 (4) 取扱者： 管理責任者よりドライブレコーダー及び記録データの取り扱いの許可を受けた者をいう。 （ドライブレコーダーの設置） 第3条 第1条の目的を達成するために、総務法制課が集中管理する公用車にドライブレコーダーを設置する。 2 ドライブレコーダーは、公用車のフロントガラスに前方を向けて設置する。	ドライブレコーダー運用基準 （目的） 第1条 この基準は、総務法制課が集中管理する公用車に設置するドライブレコーダー（以下、「ドライブレコーダー」という。）により記録された映像情報及び音声情報（以下、「記録データ」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、ドライブレコーダー及び記録データを適正に運用し、職員の安全運転意識の向上、適切な事故処理、事故防止等に資するものとする。 （定義） 第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) ドライブレコーダー 公用車の前方向の映像情報及び車内の音声情報を記録する装置をいう。 (2) 記録データ ドライブレコーダーを用いて記録媒体（以下「メモリーカード」という。）に記録した映像情報及び音声情報をいう。 （ドライブレコーダーの設置） 第3条 第1条の目的を達成するために、総務法制課が集中管理する公用車にドライブレコーダーを設置する。 2 ドライブレコーダーは、公用車のフロントガラスに前方を向けて設置する。

3 ドライブレコーダーの作動時間は、公用車両の運用時間とする。

(管理責任者の責務)

第4条 ドライブレコーダー及び記録データの適正な運用及び管理を図るため、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、総務法制課長とする。

3 管理責任者は、次条に規定する取扱者にこの基準を遵守させなければならない。

(取扱者の責務)

第5条 取扱者は、総務法制課総務係長及び公用車業務担当者とする。

2 取扱者は、この基準を遵守し、ドライブレコーダー及び記録データの適正な取扱いに努めなければならない。

(記録データの取扱い)

第6条 記録データは、ドライブレコーダー本体に装着したメモリーカードに記録する。

2 メモリーカードは、ドライブレコーダーの本体に常時装着するものとし、次条及び第8条に定める場合にのみ本体から取り出すことができる。

3 記録データを取り扱うことができるパソコン(以下「解析用パソコン」という。)は、管理責任者が指定したパソコンに限定するものとし、当該パソコンの操作は、管理責任者及び取扱者のみが行うことができる。

4 記録データは記録時の状態で保存するものとし、加工をしてはならない。

5 記録データを解析用パソコンに取り込む必要がある場合は、必要な部分のみを記録時の状態のまま複写することとし、複写の目的を達した後は、速やかに複写した記録データを

3 ドライブレコーダーの作動時間は、公用車両の運用時間とする。

(管理責任者)

第4条 ドライブレコーダー及び記録データの適正な運用及び管理を図るため、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、総務法制課長とする。

3 管理責任者は、次条に規定する取扱者にこの基準を遵守させなければならない。

(取扱者)

第5条 取扱者は、総務法制課総務係長及び公用車業務担当者とする。

2 取扱者は、この基準を遵守し、ドライブレコーダー及び記録データの適正な取扱いに努めなければならない。

(記録データの取扱い)

第6条 記録データは、ドライブレコーダー本体に装着したメモリーカードに記録する。

2 メモリーカードは、ドライブレコーダーの本体に常時装着するものとし、次条及び第8条に定める場合に限り本体から取り出すことができる。

3 記録データを取り扱うことができるパソコン(以下「解析用パソコン」という。)は、管理責任者が指定する。

4 解析用パソコンの操作は、管理責任者及び取扱者のみ行うことができる。

5 記録データは記録時の状態で保存するものとし、加工をしてはならない。

6 記録データを解析用パソコンに取り込む必要がある場合は、必要な部分のみを記録時の状態のまま複写することとし、複写の目的を達した後は、速やかに複写した記録データを

消去するものとする。

(記録データの視聴の制限)

第7条 記録データ(複写データを含む。以下同じ。)は、佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合及び次の各号のいずれかに該当する場合に視聴を認めるものとする。

(1) 公用車による交通事故等発生時の状況把握や原因の分析・究明のために、市関係者(管理責任者及び取扱者、運転者、その上司、同乗者並びに本市が加入する自動車保険会社の担当者などの代理人等、以下同じ。)が記録データを視聴する場合、または、市関係者と事故等の相手方(相手方が加入する自動車保険会社の担当者などの代理人等含む。)が双方で、記録データを視聴する場合

(2) その他、特に必要であると管理責任者が認める場合

(記録データの外部提供の制限)

第8条 記録データは、佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合及び次の各号のいずれかに該当する場合に外部提供を認めるものとする。

(1) 公用車による交通事故等発生時の状況把握や原因の分析・究明、運転者の確認・指導のために、本市が加入する自動車保険会社の担当者等へ記録データを提供する場合

(2) その他、特に必要であると管理責任者が認める場合

消去するものとする。

(記録データの視聴の制限)

第7条 記録データ(複写データを含む。以下同じ。)は、
次の各号のいずれかに該当するときに視聴を認めるものとする。

(1) 市関係者(管理責任者及び取扱者、運転者、その上司、同乗者並びに本市が加入する自動車保険会社の担当者等の代理人等をいう。以下同じ。)が、公用車による交通事故の状況把握並びに当該事故の原因分析及び究明(以下「公用車事故の状況把握等」という。)を行うとき。

(2) 市関係者と事故の相手方(相手方が加入する自動車保険会社の担当者等の代理人等を含む。)が、公用車事故の状況把握等を行うとき。

(記録データの外部提供の制限)

第8条 記録データは、佐賀市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第8条第1項ただし書に該当するときに限り外部提供を認めるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第8条第1項第5号の規定による審査会の意見を聴いたものとして取扱う。

(1) 公用車事故の状況把握等を行う
ために、本市が加入する自動車保険会社の担当者等の代理人等に記録データを提供するとき。

(2) 本市の公用車が関与しない交通事故等における状況把握等のための記録データ提供の申し出に対し、特に必要があると管理責任

[Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] (委任) 第9条 この基準に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び運用に関し必要な事項は管理責任者が別に定める。 附 則 この基準は、平成26年3月31日から実施する。 [Redacted] [Redacted] [Redacted]	者が認めるとき。 2 前項の規定により、外部提供等を行った場合は、佐賀市個人情報保護審査会に報告しなければならない。 (委任) 第9条 この基準に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び運用に関し必要な事項は管理責任者が別に定める。 附 則 この基準は、平成26年3月31日から実施する。 附 則 この基準は、平成30年 月 日から実施する。
---	--